

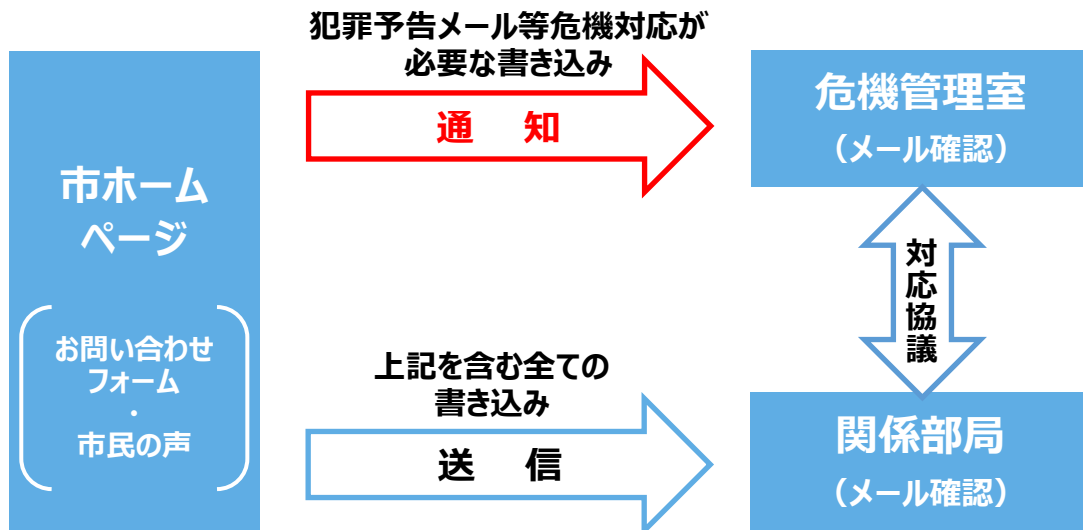
## 犯罪予告メール等の確認体制を強化します

令和4年5月3日（祝・火）、堺市ホームページを通じて、女子小学生を対象に犯罪を予告するメールが市に送付されました。翌執務日である6日（金）まで同メールを把握できず、保護者の皆様をはじめ関係者の皆様へ速やかにお知らせすることができませんでした。

このことをふまえ、堺市ホームページ（メールフォーム）を通じて送付される、犯罪予告など危機対応を必要とするメールの迅速な確認体制を強化します。

### ○詳細

- ・堺市ホームページを通じて送付されるメールについて、開庁日や閉庁日（執務時間外など休日夜間）に関わらず、市民の生命を脅かすような記述等を検知した際には、危機管理室に通知を行う仕組みを新たに導入します。
- ・通知を受けた危機管理室は、メールの内容を確認し、関係部局に直ちに連絡し、危機対応を行います。



問い合わせ先	担当課：危機管理室 電話：072-228-7605 ファックス：072-228-7339
--------	--